

事業年報概要

1. 総括

平成 27 年度の医療保険制度の状況を、全国健康保険協会を中心に概観する。

(1) 加入者数

平成 27 年度末現在の医療保障適用状況をみたものが、第 1 表である。加入者数は、全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」と略す。）が 3,716 万 5 千人、総人口の 29.3%、組合管掌健康保険（以下、「組合健保」と略す。）が 2,913 万 6 千人、同 22.9%、国民健康保険（以下、「国保」と略す。）が 3,468 万 4 千人、同 27.3%であり、この 3 制度で大半を占めている。また、全国健康保険協会（法第 3 条第 2 項被保険者）（以下、「法第 3 条第 2 項」と略す。）は 1 万 9 千人、船員保険は 12 万 4 千人である。

制度別に加入者数の推移をみたものが、第 2 表である。協会けんぽは、平成 19 年度までは増加し、平成 20 年度は 75 歳以上の加入者が後期高齢者医療制度の被保険者となり、75 歳以上の被保険者に係る 75 歳未満の被扶養者が国保の被保険者になったことなどから減少したが、平成 21 年度以降は再び増加している。法第 3 条第 2 項は、平成 19 年度以降はほぼ横ばいとなっている。

(2) 被保険者数

被用者保険における制度別の被保険者数の推移をみたものが、第 3 表である。協会けんぽは、平成 19 年度までは増加し、平成 20 年度は減少したが、平成 21 年度以降は再び増加している。組合健保は、平成 20 年度までは増加していたが、平成 21 年度から平成 24 年度までは減少し、平成 25 年度以降は再び増加している。法第 3 条第 2 項は、平成 19 年度以降においてほぼ横ばいになっている。共済組合は、平成 17 年度から平成 20 年度までは減少し、平成 21 年度と平成 22 年度は増加し、平成 23 年度から平成 25 年度までは再び減少していたが、平成 26 年度はほぼ横ばいになっている。過去 10 年間の年度平均伸び率は、協会けんぽは 1.2%の増加、組合健保は 0.5%の増加となっており、法第 3 条第 2 項は 1.8%の減少となっている。

第 1 表 医療保障適用人口（平成 27 年度末）

	被保険者	被扶養者	計	構成比
	千人	千人	千人	%
総人口	・	・	126,991	100.0
協会けんぽ	21,577	15,587	37,165	29.3
法第 3 条第 2 項	13	7	19	0.0
組合健保	15,811	13,324	29,136	22.9
船員保険	58	66	124	0.1
共済組合	4,493	4,343	8,836	7.0
国保	34,684	・	34,684	27.3
後期高齢者医療	16,237	・	16,237	12.8
生活保護法適用者	・	・	2,164	1.7

注1. 総人口は人口推計月報（総務省統計局）平成28年4月1日現在（確定値）による。

2. 生活保護法適用者は、「被保護者調査（平成28年3月分）」（厚生労働省社会・援護局保護課）による。

3. 組合健保、船員保険、国保、後期高齢者医療は、速報値である。

4. 共済組合は、平成26年度末の数値である。

第2表 制度別加入者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国 保	後期高齢者医療
17	35,650	25	30,119	168	9,587	51,627	・
18	35,938	22	30,474	161	9,437	51,268	・
19	36,294	18	30,860	157	9,373	50,724	・
20	34,705	17	30,337	144	9,023	39,492	13,458
21	34,828	17	29,951	141	9,118	39,098	13,894
22	34,845	18	29,609	136	9,189	38,769	14,341
23	34,877	18	29,504	132	9,101	38,313	14,733
24	35,103	19	29,353	129	9,000	37,678	15,168
25	35,643	18	29,273	127	8,914	36,927	15,436
26	36,392	19	29,131	125	8,836	35,937	15,767
27	37,165	19	29,136	124	—	34,684	16,237

注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 平成27年度の組合健保、船員保険、国保、後期高齢者医療は、速報値である。

第3表 被用者保険における制度別被保険者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	被用者保険計
17	19,156	15	15,054	65	4,424	38,715
18	19,501	13	15,456	63	4,399	39,434
19	19,807	11	15,871	63	4,397	40,149
20	19,496	11	15,906	62	4,394	39,868
21	19,517	11	15,722	61	4,465	39,777
22	19,580	12	15,574	60	4,523	39,752
23	19,631	12	15,553	59	4,512	39,769
24	19,871	13	15,537	58	4,501	39,983
25	20,303	12	15,598	58	4,491	40,462
26	20,902	12	15,644	58	4,493	41,109
27	21,577	13	15,811	58	—	—

注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 平成27年度の組合健保、船員保険は、速報値である。

（3）標準報酬月額平均

制度別に標準報酬月額の平均の推移をみたものが、第4表である。平成27年度末の協会けんぽは28万2千円、組合健保は37万0千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは0.8%の増加、組合健保は0.1%増加している。また、法第3条第2項は1万4千円（平均標準賃金日額）となっている。

第1図は、協会けんぽと組合健保の標準報酬月額の平均の対前年度伸び率の推移をグラフでみた

ものである。協会けんぽと組合健保を比べると、平成22年度から平成24年度までは組合健保の方が高めに推移し、平成25年度と平成26年度は同程度であったが、平成27年度は協会けんぽの方が高めに推移している。

第4表 制度別標準報酬月額平均（年度末現在）と対前年伸び率

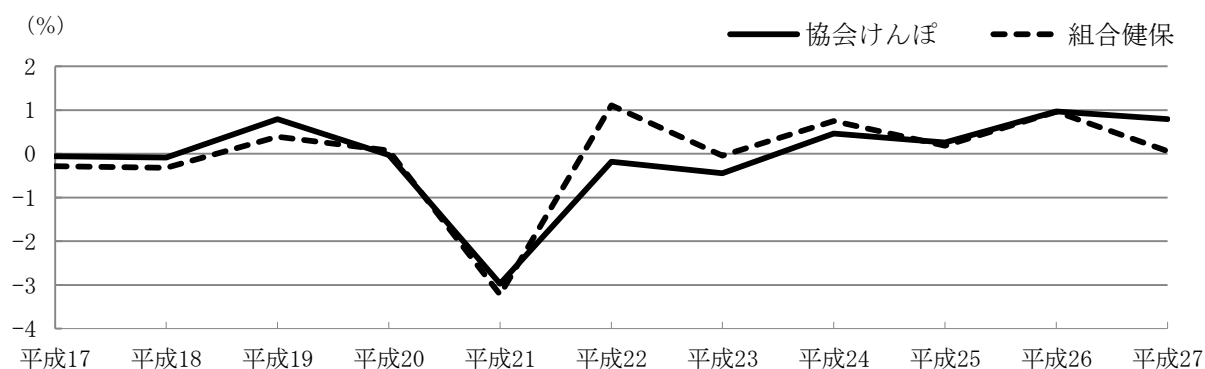
年度	協会けんぽ	法第3条第2項 (日額)	組合健保	船員保険	共済組合	国 保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	千円	千円
17	283,466	12,577	370,811	377,765	430,792	1,687	・
18	283,218	12,721	369,609	380,146	426,742	1,667	・
19	285,468	13,179	371,037	391,050	426,236	1,669	・
20	285,384	12,923	371,304	394,179	418,779	1,680	887
21	276,892	12,806	359,340	390,620	425,882	1,580	842
22	276,392	13,236	363,306	388,287	419,583	1,451	796
23	275,151	13,570	363,149	387,115	421,100	1,416	798
24	276,414	13,601	365,867	388,989	411,900	1,416	797
25	277,116	13,576	366,541	394,456	402,148	1,399	799
26	279,789	13,794	370,072	397,567	415,565	1,444	830
27	282,001	13,986	370,300	407,025	—	—	804
	%	%	%	%	%	%	%
18	△ 0.1	1.1	△ 0.3	0.6	△ 0.9	△ 1.2	・
19	0.8	3.6	0.4	2.9	△ 0.1	0.1	・
20	△ 0.0	△ 1.9	0.1	0.8	△ 1.7	0.7	・
21	△ 3.0	△ 0.9	△ 3.2	△ 0.9	1.7	△ 6.0	△ 5.1
22	△ 0.2	3.4	1.1	△ 0.6	△ 1.5	△ 8.2	△ 5.5
23	△ 0.4	2.5	△ 0.0	△ 0.3	0.4	△ 2.4	0.3
24	0.5	0.2	0.7	0.5	△ 2.2	0.0	△ 0.1
25	0.3	△ 0.2	0.2	1.4	△ 2.4	△ 1.2	0.3
26	1.0	1.6	1.0	0.8	3.3	3.2	3.9
27	0.8	1.4	0.1	2.4	—	—	△ 3.1
10年平均	△ 0.1	1.1	△ 0.0	0.7	—	—	—

注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 国保と後期高齢者医療は「旧ただし書方式による前年所得（基礎控除前）」であり、国保は1世帯当たり、後期高齢者医療は被保険者1人当たりの額である。

3. 平成27年度の組合健保、船員保険は、速報値である。

第1図 標準報酬月額平均の対前年度伸び率の推移（年度末現在）



注. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

(4) 医療費及び加入者1人当たり医療費

制度別に医療費総額の推移をみたものが、第5表である。協会けんぽは、加入者1人当たり医療費の増加等により増加している。法第3条第2項は、平成22年度と平成26年度には、加入者数等の増加に伴い増加しているが、それ以外では減少している。

制度別の加入者1人当たり医療費の推移をみたものが、第6表である。平成27年度の協会けんぽは17万4千円、組合健保は15万4千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは4.2%、組合健保は3.8%増加している。また、法第3条第2項は11万3千円となっており、前年度と比較すると0.8%減少している。

第2図は、協会けんぽと組合健保の加入者1人当たり医療費の対前年度伸び率の推移をグラフでみたものである。協会けんぽと組合健保を比べると、平成22年度から平成24年度までは組合健保の方が高めに推移し、平成25年度と平成26年度はほぼ同程度であったが、平成27年度は協会けん

ぽの方が高めに推移している。

過去10年間の年度平均伸び率は、協会けんぽ、組合健保ともに2.1%の増加となっている。また、法第3条第2項は2.9%の減少となっている。

第5表 制度別医療費の推移（4月～翌年3月）

（単位：億円）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療	計
17	48,450	38	36,759	264	12,222	96,946	116,227	310,905
18	48,941	34	37,186	256	12,054	100,333	112,202	311,006
19	50,661	27	38,411	262	12,153	106,287	112,839	320,640
20	51,876	23	39,519	263	12,336	108,209	114,435	326,662
21	52,832	22	40,162	258	12,580	110,787	120,869	337,509
22	54,515	23	41,062	242	13,126	113,285	127,554	349,806
23	55,615	21	41,917	244	13,451	115,850	133,486	360,583
24	56,476	20	42,400	242	13,375	116,546	137,226	366,284
25	58,078	20	42,667	239	13,331	117,783	142,260	374,378
26	60,230	21	43,422	238	13,442	118,175	145,453	380,980
27	64,145	22	44,898	242	—	120,250	—	—

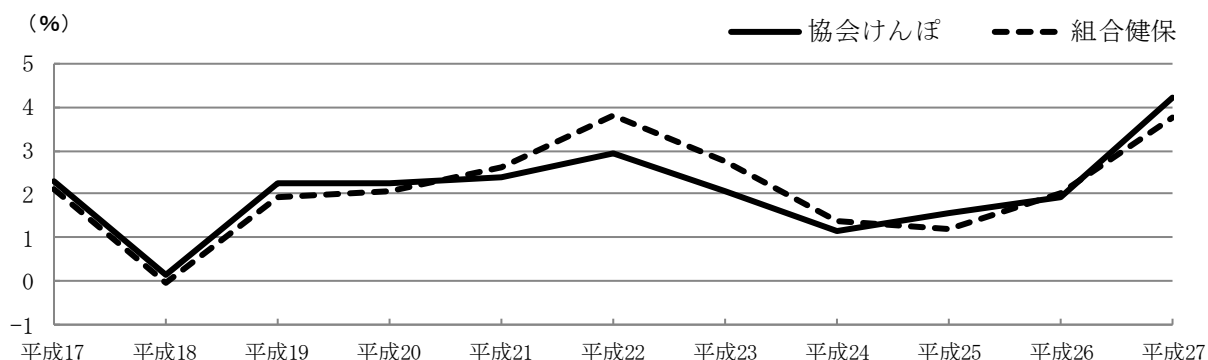
- 注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
 2. 共済組合は、2月～翌年1月である。
 3. 後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。
 4. 平成27年度の組合健保、船員保険、国保は、速報値である。

第6表 制度別加入者1人当たり医療費の推移（4月～翌年3月）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	円	円
17	141,570	150,950	124,790	164,910	132,320	241,318	823,032
18	141,797	154,025	124,753	166,297	132,338	248,031	832,780
19	144,955	148,472	127,137	174,749	134,448	263,592	871,115
20	148,205	141,401	129,749	180,138	137,101	272,404	864,919
21	151,739	125,839	133,137	181,406	139,622	280,339	885,340
22	156,212	129,283	138,224	175,082	144,260	288,962	907,216
23	159,465	115,946	141,999	182,340	147,592	298,803	921,620
24	161,306	105,434	143,976	185,381	148,483	305,431	920,673
25	163,817	114,053	145,673	186,611	149,661	314,324	930,496
26	166,944	113,847	148,583	188,717	152,308	322,988	934,008
27	173,961	112,986	154,170	194,479	—	339,175	—
	%	%	%	%	%	%	%
18	0.2	2.0	△ 0.0	0.8	0.0	2.8	1.2
19	2.2	△ 3.6	1.9	5.1	1.6	6.3	4.6
20	2.2	△ 4.8	2.1	3.1	2.0	3.3	△ 0.7
21	2.4	△ 11.0	2.6	0.7	1.8	2.9	2.4
22	2.9	2.7	3.8	△ 3.5	3.3	3.1	2.5
23	2.1	△ 10.3	2.7	4.1	2.3	3.4	1.6
24	1.2	△ 9.1	1.4	1.7	0.6	2.2	△ 0.1
25	1.6	8.2	1.2	0.7	0.8	2.9	1.1
26	1.9	△ 0.2	2.0	1.1	1.8	2.8	0.4
27	4.2	△ 0.8	3.8	3.1	—	5.0	—
10年平均	2.1	△ 2.9	2.1	1.7	—	1.7	—

- 注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
 2. 共済組合は、2月～翌年1月である。
 3. 後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。
 4. 平成27年度の組合健保、船員保険、国保は、速報値である。

第2図 加入者1人当たり医療費の対前年度伸び率の推移



注. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 協会けんぽ（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成27年度末の被保険者数(法第3条第2項を除く)は2,157万7千人(前年度末より67万6千人、3.2%増)、被扶養者数は1,558万7千人(同9万7千人、0.6%増)であり、扶養率は0.722(同0.019ポイント減)である。

被保険者数を男女別にみると、男子は1,316万2千人、女子は841万5千人であり、前年度末に比べると男子は3.0%増、女子は3.5%増となっている。被保険者のうち女子の占める割合は39.0%である。

平成27年度末の適用事業所数は185万9千事業所であり、前年度末より6.2%増加している。1事業所当たりの被保険者数は2.8%減少して11.61人となっている。

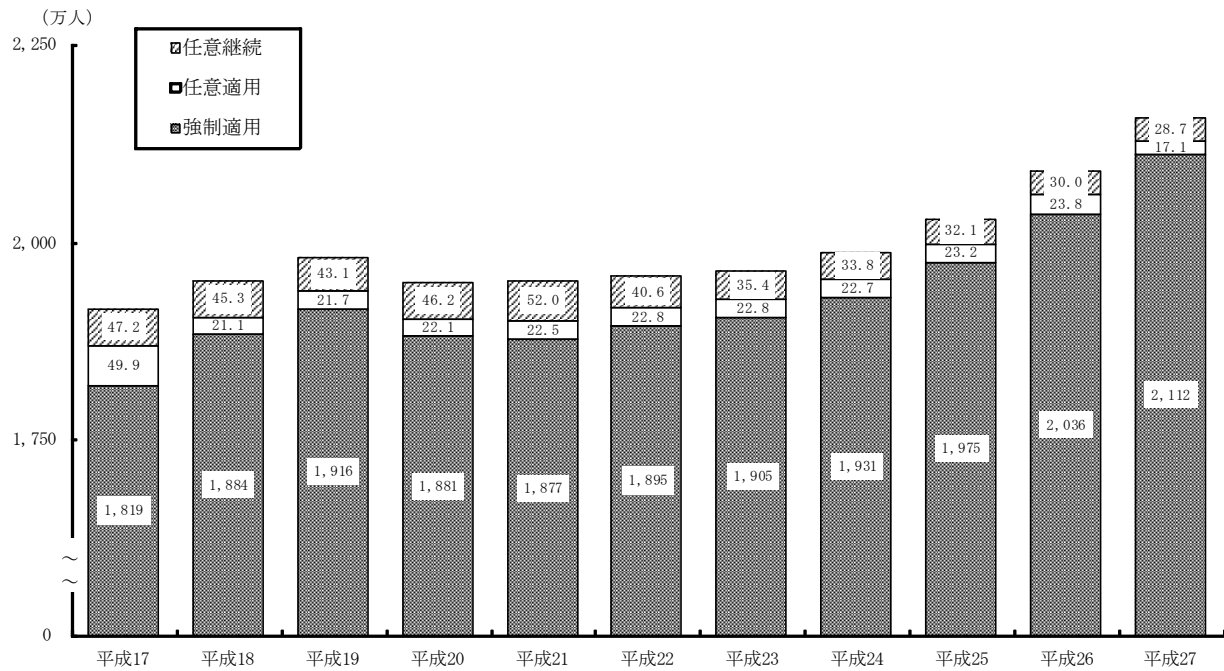
平成17年度以降における適用種別の被保険者数の推移をみたものが、第3図である。強制適用被保険者数は、平成19年度まで継続して増加し、同年度には1,916万人となったが、平成20年度は後期高齢者医療制度創設の影響のため、前年度末と比べて34万6千人(1.8%)の減少となっており、平成21年度においても減少したが、平成22年度以降は増加傾向にあり、平成27年度は前年度末と比べて75万5千人(3.7%)の増加となっている。平成27年度末の任意適用被保険者数は17万1千人(対前年比28.2%減)、任意継続被保険者数は28万7千人(同4.3%減)となっており、平成22年4月1日からの国民健康保険料(税)の軽減制度の施行が減少理由の一つと考えられる。

平成27年10月1日現在の標準報酬月額別の分布を協会けんぽと組合健保で比較したものが、第4図である。協会けんぽは組合健保に比べて相対的に低い月額に多く分布している。このため、標準報酬月額の平均(平成27年10月1日現在)は、協会けんぽは282,541円であり、組合健保(特例退職被保険者を除く)の373,234円に比べて9万円程度低くなっている。

平成27年度の被保険者1人当たり標準賞与額の平均(標準賞与額の総額の年度累計を賞与の支給を受けた被保険者数の年度累計で除した額)は30万9千円、前年度と比べて1.2%の増加となっている。

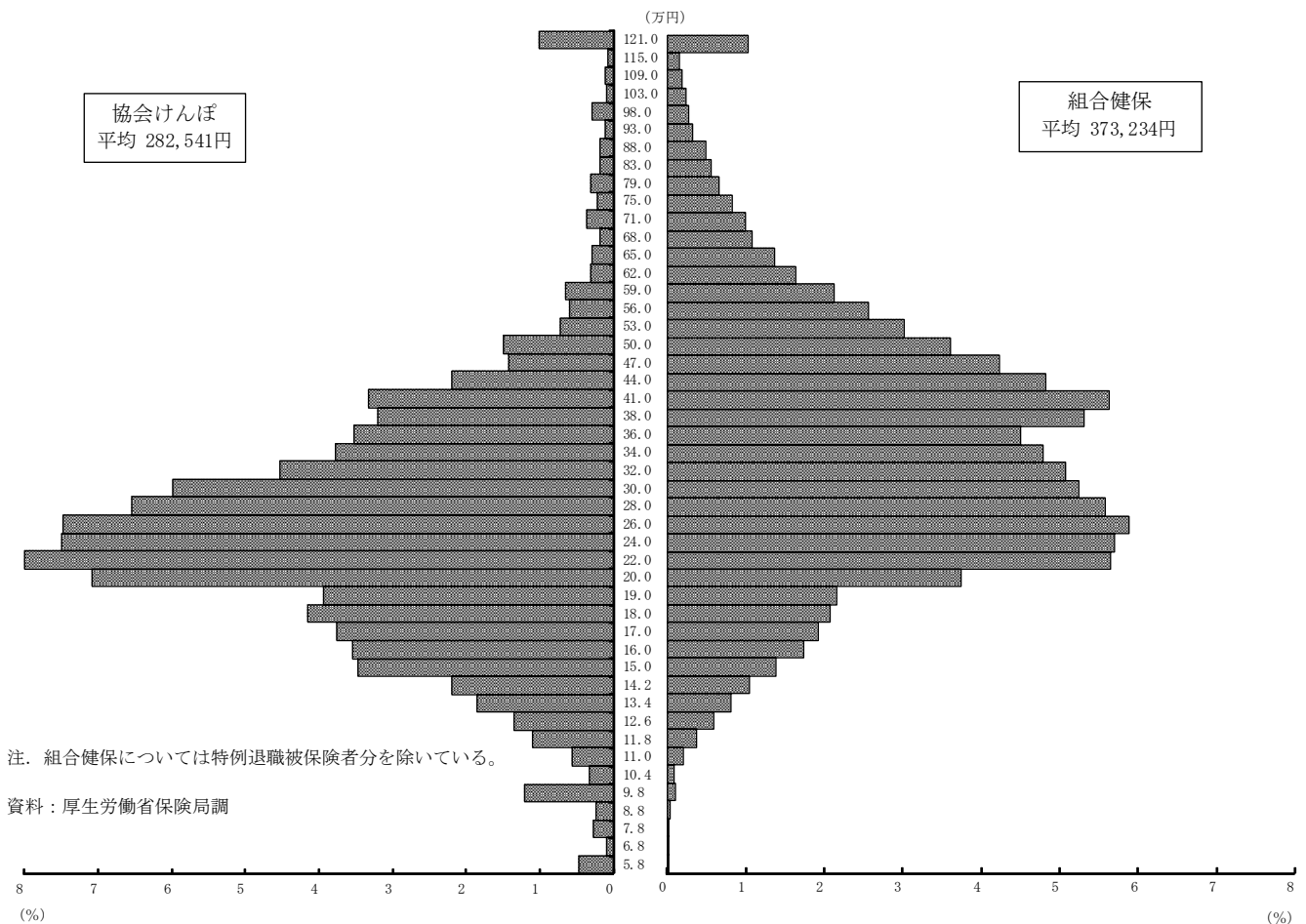
被保険者及び被扶養者の年齢階級別分布(平成27年10月1日現在)をみたものが、第5図である。被保険者は、40～44歳が13.4%と最も多く、ついで35～39歳が11.9%、45～49歳が11.5%、30～34歳が10.7%となっている。60歳以上は、60～64歳が8.7%、65～69歳が5.1%、70歳以上が1.7%となっている。また、15～19歳は0.8%である。被扶養者は、子供が62.4%、配偶者が32.9%、直系尊属が3.8%、その他が1.0%であり、特に20歳未満の子供が53.0%を占めている。平均年齢は、被保険者が44.5歳、被扶養者が26.4歳である。

第3図 協会けんぽの被保険者数の推移（年度末現在）



注．協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

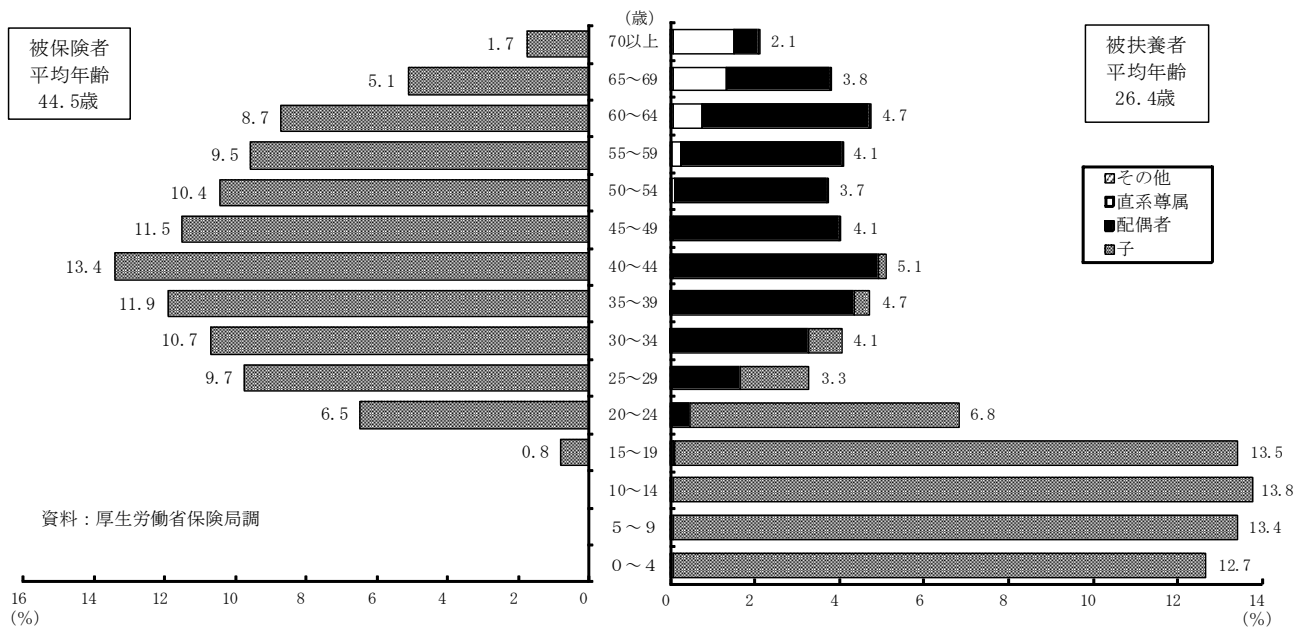
第4図 標準報酬月額別被保険者構成割合（平成27年度）



注．組合健保については特例退職被保険者分を除いている。

資料：厚生労働省保険局調

第5図 協会けんぽの加入者の年齢階級別構成割合（平成27年度）



(2) 給付状況

平成27年度の保険給付費の状況をみたものが、第7表である。総額は5兆3874億円となり、前年度と比べ6.5%増加している。

保険給付費の内訳を見ると、被保険者分は全体の54.4%、被扶養者分は38.9%であり、高齢受給者等の保険給付費は全体の6.4%となっている。保険給付費のうち、医療給付費は4兆9,978億円で92.8%を占めており、前年度に比べ3,312億円（7.1%）増加している。また、医療給付費のうち78.1%は入院・入院外・歯科で占めており、3兆9,048億円（対前年度比5.8%増）となっている。

保険給付費のうち、その他の現金給付費は3,896億円となっており、前年度に比べて0.5%の減少となっている。その他の現金給付費を被保険者・被扶養者別にみると、被保険者分は2,982億円（対前年度比3.3%増）、被扶養者分は914億円（対前年度比11.0%減）となっている。その他の現金給付費のうち43.5%は傷病手当金で1,695億円（対前年度比2.9%増）であり、39.7%は出産育児一時金で1,546億円（対前年度比7.3%減）となっている。

加入者1人当たり保険給付費は146,107円（対前年度比4.2%増）であり、このうち加入者1人

当たり医療給付費は135,540円（対前年度比4.8%増）、加入者1人当たりその他の現金給付費は10,567円（対前年度比2.6%減）である。被保険者・被扶養者別の1人当たりその他の現金給付費は、被保険者分が13,920円、被扶養者分が5,918円となっており、被保険者分は被扶養者分の2.4倍である。

(3) 医療費の状況

平成27年度の医療費の状況をみたものが、第8表である。総額は6兆4,145億円となり、前年度と比べ6.5%増加している。

医療費の内訳を見ると、入院は1兆7,529億円（全体の27.3%）、入院外は2兆5,235億円（同39.3%）、歯科は6,834億円（同10.7%）、薬剤支給は1兆2,751億円（同19.9%）となっている。

平成26年度の実効給付率は77.9%であり、前年度と比べ0.4ポイント増加している。

第7表 協会けんぽの保険給付費の状況（平成27年度）

（単位：億円）

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	26,334	20,055	2,907	540	141	0.0	49,978	92.8%
入院	7,690	6,354	1,112	203			15,358	28.5%
入院外	9,909	7,716	1,018	194			18,838	35.0%
歯科	2,890	1,772	159	30			4,851	9.0%
薬剤支給	5,080	3,617	582	108			9,387	17.4%
入院時食事療養費・生活療養費 （標準負担額差額支給を除く）	150	158	28	4			341	0.6%
訪問看護療養費	15	68	7	1			91	0.2%
療養費	498	292					791	1.5%
高額療養費	101	77			141		320	0.6%
その他	0.1	0.1				0.0	0.2	0.0%
その他現金給付費	2,982	914					3,896	7.2%
傷病手当金	1,695						1,695	3.1%
埋葬料	11	8					19	0.0%
出産育児一時金	639	907					1,546	2.9%
出産手当金	636						636	1.2%
合計	29,316	20,970	2,907	540	141	0.0	53,874	100.0%

注1. 被保険者及び被扶養者の「その他」は、入院時食事療養費・生活療養費（標準負担額差額支給）と移送費の合計である。

2. 高齢受給者の現金給付費は、被保険者、被扶養者の現金給付費に含まれている。

第8表 協会けんぽの医療費の状況（平成27年度）

（単位：億円）

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	合計	割合
入院	8,784	7,329	1,188	228	17,529	27.3%
入院外	13,504	10,263	1,208	260	25,235	39.3%
歯科	4,116	2,478	196	43	6,834	10.7%
薬剤支給	7,003	4,896	704	148	12,751	19.9%
入院時食事療養費・生活療養費	245	260	46	7	558	0.9%
訪問看護療養費	21	94	7	1	123	0.2%
療養費	706	409			1,115	1.7%
移送費	0.0	0.0			0.1	0.0%
合計	34,380	25,729	3,349	686	64,145	100.0%

注. 高齢受給者の療養費及び移送費は、被保険者、被扶養者の療養費及び移送費に含まれている。

3. 協会けんぽ（一般被保険者）の都道府県別の状況

(1) 適用状況

平成 27 年度の適用状況を都道府県別にみたものが、第 9 表である。

平成 27 年度末現在の加入者数が最も多いのは東京都で 4,165 千人であり、最も少ない鳥取県の 203 千人に比べ、約 21 倍の水準となっている。

扶養率が最も高いのは沖縄県で 0.886 であり、ついで奈良県が 0.853、和歌山県が 0.806 となっている。一方、最も低いのは東京都で 0.614 であり、ついで山形県が 0.641、岩手県が 0.651 となっている。

平均総報酬額が最も高いのは東京都で 4,171 千円であり、最も低い沖縄県の 3,079 千円に比べ、約 1.4 倍の水準となっている。

平成 27 年 10 月 1 日現在の加入者の平均年齢が最も高いのは秋田県で 39.2 歳であり、ついで北海道が 38.7 歳、岩手県が 37.9 歳となっている。一方、最も低いのは沖縄県で 33.9 歳であり、ついで愛知県が 36.0 歳、鹿児島県が 36.1 歳となっている。

(2) 医療費の状況

平成 27 年度の加入者 1 人当たり医療費を都道府県別にみたものが、第 6 図である。

1 人当たり医療費が最も高いのは佐賀県で、全国平均の 173,966 円と比べ、+22,039 円であり、その内訳は入院が+12,008 円、入院外が+9,731 円、歯科が△484 円、その他が+783 円となっている。一方、最も低いのは沖縄県で、全国平均と比べ△14,980 円であり、その内訳は、入院が+3,579 円、入院外が△15,044 円、歯科が△2,867 円、その他が△648 円となっている。

都道府県別の 1 人当たり医療費は、各都道府県の加入者の年齢構成の違いの影響を受ける。この年齢構成の違いによる医療費の格差を除去した指数（以下、「地域差指数」という。）を都道府県別にみたものが、第 7 図である。

第 6 図の 1 人当たり医療費が最も高い佐賀県は、地域差指数でも最も高くなっている。一方、1 人当たり医療費が最も低い沖縄県では、平均年齢が低いこともあり、年齢構成の違いによる影響を除

去した地域差指数では、低いほうから数えて 14 番目の都道府県となっている。

地域差指数の高い 10 都道府県について、入院及び入院外に着目すると、長崎県の入院外を除き、いずれも全国平均を超えている。特に、佐賀県、北海道、長崎県では、入院医療費が高いことが、地域差指数が高い大きな要因となっている。

地域差指数の低い 10 都道府県について、内訳をみると、茨城県、滋賀県、千葉県以外の都道府県では、入院、入院外、歯科、その他のすべてが全国平均未満となっている。特に、長野県、富山県、滋賀県では、入院外医療費が低いことが、地域差指数が低い大きな要因となっている。

地域差指数が最も高い佐賀県と、最も低い新潟県について、地域差指数の全国値との差の内訳を年齢階級別にみたものが、第 8 図である。

佐賀県では、0～4 歳を除くすべての年齢階級で入院がプラスに寄与しており、特に 55 歳以上の各層で寄与が大きくなっている。また、入院外における 0～4 歳の寄与についても大きくなっている。新潟県では、35 歳以上の各層で入院及び入院外がともにマイナスに寄与しており、特に 55～59 歳及び 60～64 歳で寄与が大きくなっている。

上記 2 県について、各年齢階級の 1 人当たり医療費の全国平均との乖離率をみたものが、第 9 図である。

佐賀県では、5～9 歳を除く各年齢階級がプラスの乖離率となる中で、特に 65 歳以上の各層で乖離の幅が大きくなっている。新潟県では、すべての年齢階級がマイナスの乖離率となる中で、55～59 歳の乖離の幅が最も大きくなっている。

第 8 図と第 9 図を比較すると、佐賀県、新潟県ともに、地域差指数に対して寄与が大きい年齢層と、年齢階級別の 1 人当たり医療費の全国平均との乖離率が大きい年齢層には差異がみられる。

（注）地域差指数の計算は、以下の算式による。

$$\begin{aligned} \text{A 県の地域差指数} &= \frac{\sum (\text{A 県の年齢階級別加入者 1 人当たり医療費} \times \text{全国の年齢階級別加入者数ウェイト})}{\text{全国の加入者 1 人当たり医療費}} \end{aligned}$$

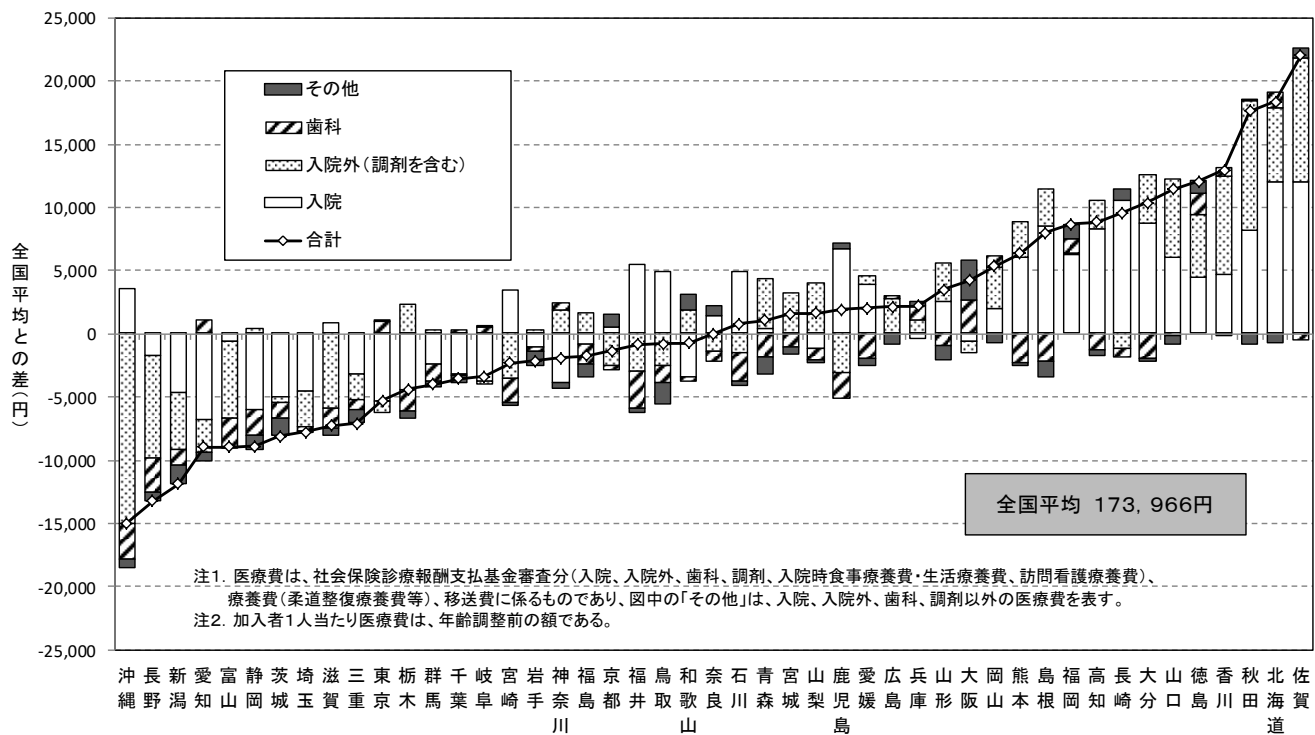
第9表 都道府県別適用状況（平成27年度）

	加入者数			扶養率	平均総報酬額	平均年齢		
		被保険者	被扶養者			加入者	被保険者	被扶養者
	千人	千人	千人		千円	歳	歳	歳
全 国	37,165	21,577	15,587	0.722	3,787	36.9	44.5	26.4
北海道	1,741	1,006	735	0.731	3,522	38.7	45.7	28.9
青 森	435	258	177	0.688	3,144	37.8	44.9	27.5
岩 手	415	251	164	0.651	3,237	37.9	45.2	26.8
宮 城	719	427	293	0.686	3,531	37.3	44.4	27.0
秋 田	335	200	135	0.673	3,130	39.2	45.8	29.5
山 形	387	236	151	0.641	3,291	37.7	44.7	26.5
福 島	651	387	264	0.681	3,569	37.1	44.4	26.1
茨 城	648	381	267	0.699	3,825	36.8	44.2	26.1
栃 木	507	297	209	0.705	3,759	36.9	44.3	26.3
群 馬	593	338	255	0.753	3,798	37.0	44.8	26.7
埼 玉	1,204	696	509	0.731	3,947	37.0	44.8	26.4
千 葉	834	490	344	0.703	3,905	37.3	44.8	26.6
東 京	4,165	2,581	1,584	0.614	4,171	37.4	43.8	27.0
神奈川	1,423	836	587	0.703	4,158	37.3	44.9	26.4
新 潟	816	480	336	0.701	3,524	37.5	44.9	26.7
富 山	410	247	163	0.658	3,788	37.3	45.1	25.4
石 川	437	260	177	0.678	3,707	36.8	44.6	25.2
福 井	289	173	116	0.670	3,655	37.0	44.9	25.2
山 梨	245	141	104	0.741	3,718	37.2	45.1	26.4
長 野	638	372	266	0.715	3,657	37.0	45.1	25.5
岐 阜	731	407	324	0.795	3,923	36.5	44.7	26.1
静 岡	985	582	403	0.691	3,847	37.2	45.0	25.8
愛 知	2,358	1,346	1,012	0.752	4,139	36.0	43.5	25.9
三 重	495	288	208	0.722	3,826	36.7	44.2	26.2
滋 賀	347	196	151	0.768	3,836	36.3	44.2	25.9
京 都	857	488	369	0.757	3,926	36.7	44.3	26.6
大 阪	3,192	1,780	1,412	0.794	4,066	36.3	43.9	26.7
兵 庫	1,444	810	634	0.782	3,937	36.6	44.4	26.6
奈 良	312	169	144	0.853	3,773	36.7	44.5	27.4
和歌山	292	162	130	0.806	3,647	36.7	44.7	26.7
鳥 取	203	121	82	0.673	3,237	37.1	44.8	25.5
島 根	255	152	103	0.682	3,345	37.3	45.2	25.6
岡 山	707	410	297	0.724	3,675	36.3	44.1	25.3
広 島	1,051	602	449	0.745	3,768	36.6	44.7	25.7
山 口	435	253	182	0.720	3,693	37.6	45.5	26.5
徳 島	266	157	110	0.699	3,491	37.2	44.5	26.5
香 川	383	221	162	0.730	3,633	36.8	44.7	25.8
愛 媛	524	297	227	0.763	3,532	36.5	44.4	26.0
高 知	255	152	103	0.680	3,421	37.2	45.2	25.6
福 岡	1,838	1,037	801	0.773	3,680	36.3	44.2	26.1
佐 賀	297	169	128	0.761	3,359	36.6	44.7	26.0
長 崎	456	261	195	0.747	3,371	37.0	45.0	26.1
熊 本	621	363	258	0.712	3,307	36.4	44.4	25.0
大 分	420	240	181	0.752	3,418	37.2	45.2	26.5
宮 崎	395	227	168	0.739	3,267	36.2	44.9	24.5
鹿 児 島	606	341	264	0.775	3,325	36.1	44.9	24.7
沖 縄	547	290	257	0.886	3,079	33.9	43.1	23.4

（注）1. 加入者数、扶養率は年度末現在、平均年齢は平成27年10月1日現在。
2. 平均総報酬額は、総報酬額の年度累計を年間の平均被保険者数で除したものである。

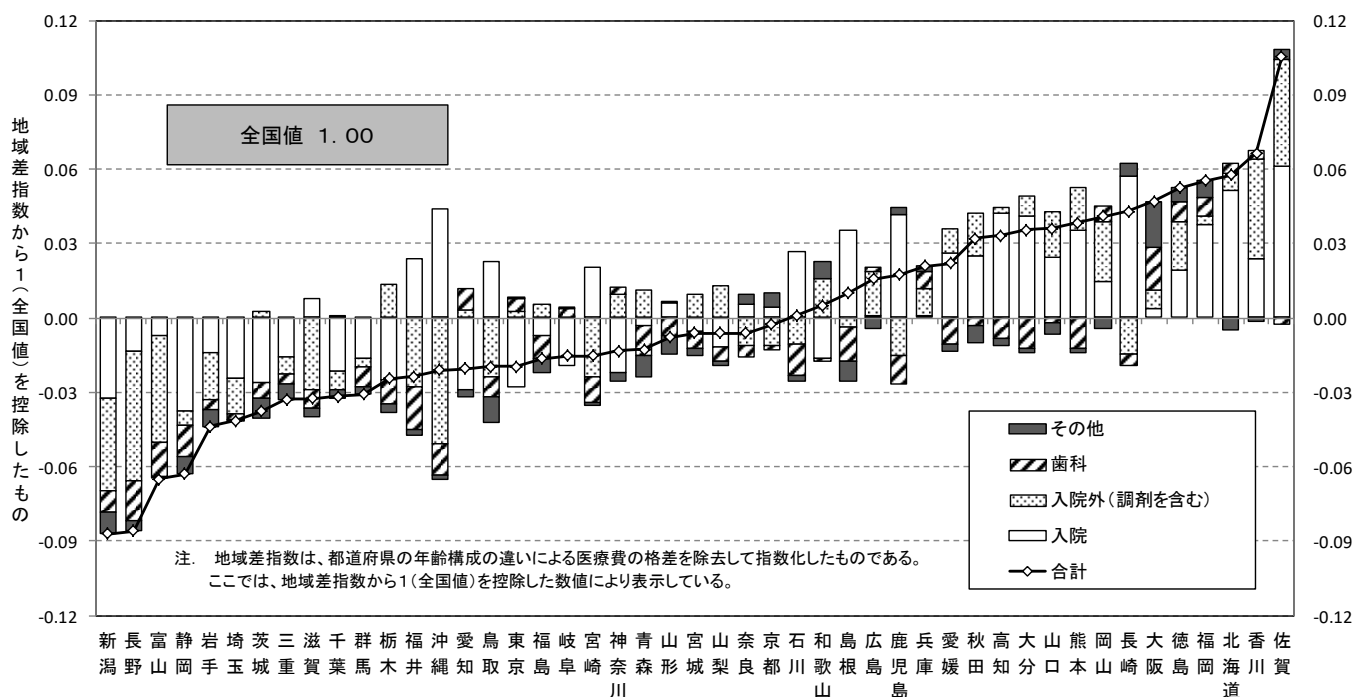
第6図 都道府県別 加入者1人当たり医療費の状況（全国平均との差）（平成27年度）

・年齢調整前の1人当たり医療費（実額）であるため、都道府県間の年齢構成の違いが影響する。

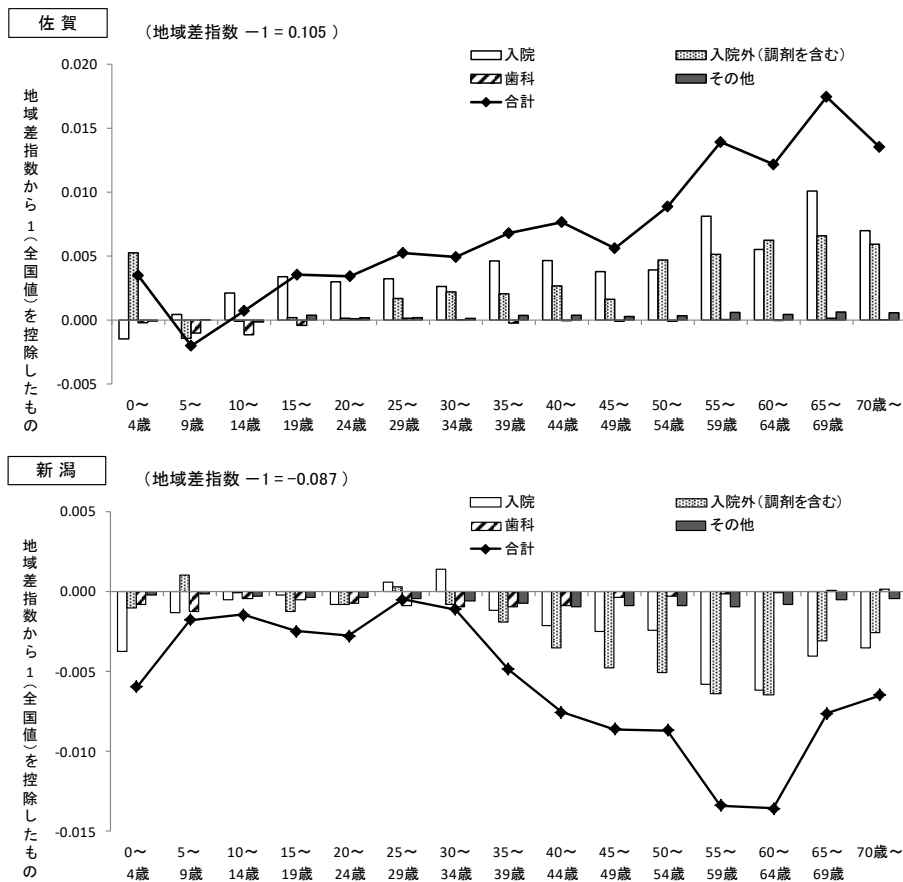


第7図 都道府県別 地域差指数の比較（平成27年度）

・1人当たり医療費から年齢構成の違いによる影響を除去（年齢調整）しているため、医療費の地域差を比較することが可能。



第 8 図 地域差指数の年齢階級別内訳 (平成 27 年度)



第 9 図 年齢階級別 1 人当たり医療費の全国平均との乖離率及び診療種別寄与度分解 (平成 27 年度)

